

香川県教育委員会教育長に対する教育財産に関する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第31号

香川県教育委員会教育長に対する教育財産に関する事務委任規則の一部を改正する規則

香川県教育委員会教育長に対する教育財産に関する事務委任規則（昭和39年香川県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 教育財産（<u>香川県文化会館及び香川県歴史博物館に係るものを除く。</u>）に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務は、香川県教育委員会教育長に委任する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>第1条 教育財産に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務は、香川県教育委員会教育長に委任する。</p> <p>(1) 1件1,000万円未満の財産の取得又は処分に関すること。（土地については、その面積が1件3,000平方メートル未満のものに係るものに限る。）</p> <p>(2) 1件の使用料の年額又は総額が100万円未満の財産の借入に関すること。</p> <p>(3) 教育財産全般にわたる登記に関すること。</p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。